弘前市

まちなか出店応援！
空き店舗オーナー
改修支援事業費補助金

出店支援のため空き店舗を改修する
オーナーを応援します!!



補助率と補助上限額

	営業面積50㎡以上	営業面積50㎡未満
補助率	2／3	2／3
補助上限額	250万円	150万円



対象者

空き店舗の所有者。次のいずれかの場合に該当する者。
・小売、サービス業などを営む者に賃貸する場合。
・当該空き店舗で所有者自身が小売・サービス業を営む場合。

対象物件

・市が指定する道路に面した1階にある物件で、道路から直接出入りできる専用の独立した出入口を有すること。
・1か月以上使用されていない物件であること(未使用物件の場合は1年以上)。

対象経費

・建物の躯体本体に係る工事費用。
・建物の躯体本体に影響する設備等に係る工事費用。
※ただし、特定の業種の用に供するための工事費用、設計費、什器・備品購入費、消費税及び地方消費税は対象外。

交付要件　※下記要件に反した場合、返還の対象となります

・令和10年3月31日までに工事費用の支払いが完了し、かつ賃貸する場合は出店者が決定していること。
・賃貸する場合は直近の月額賃料(不明な場合は近隣相場)から10%以上減額した賃料とすること。また、補助事業完了から5年以内に賃料を増額する場合、あらかじめ承認を受けること。
・補助事業完了から5年間は、切れ目なく出店(当該店舗で営業を行うものがない期間は、出店者を募集)すること。
・1日のうち午前9時から午後9時までの間に3時間以上、かつ、1週間のうち5日以上営業させる又はすること。
・商店街振興組合等が組織されている区域においてはこれに加盟し、出店者に対してはこれに加盟することを条件に付すこと。

など

申請の流れ

Step1　事前相談

物件概要、改修工事の計画などを申請前にご相談ください。
※見積書は弘前市内に本店を有する業者3者分が必要です。

Step2　交付申請

出店者が決定もしくは入居見込みがある場合に申請できます。
※実績報告時には出店者が決定している必要があります。

交付決定　**※交付決定後に着工できます。**

Step3　事業の実施、報告

工事費用の支払いが完了し、出店者が決定した段階で報告します。
※工事が完了し、かつ、出店者が決定した日から起算して30日以内（遅くとも令和10年3月31日まで）に報告が必要です。

補助額確定

Step4　補助金請求

請求書を受領後、約2週間ほどで口座に入金します。



【問い合わせ先】
弘前市商工部商工労政課
TEL:0172-35-1135
FAX:0172-35-1105

市HP
「まちなか出店応援！
空き店舗オーナー改修支援事業費補助金」